

箕面市新市立病院整備事業にかかる

一般競争入札説明書

(総合評価落札方式・入札後資格確認型)

令和6年4月

箕面市立病院

目次

第1	総則.....	1
1	入札説明書の位置付け.....	1
2	用語の定義.....	1
第2	事業の概要.....	3
1	事業名.....	3
2	事業方式.....	3
3	事業内容.....	3
4	契約方法.....	3
5	契約期間.....	4
6	入札方式.....	4
7	入札の中止.....	4
8	履行場所.....	4
9	予定価格.....	4
10	支払い条件（予定）.....	4
11	関係法令等の遵守.....	4
第3	参加要件.....	5
1	参加者の構成等.....	5
2	参加者の構成員に関する参加要件.....	6
3	参加者を構成する法人の変更.....	10
4	入札日.....	11
5	参加要件の喪失.....	11
第4	落札者の選定.....	11
1	落札者選定のスケジュール.....	11
2	入札説明書等の交付.....	12
3	質問の受付及び回答.....	12
4	入札参加表明書の提出.....	13
5	対話の実施、対話参加申請書類等の提出.....	13
6	入札参加申請書の提出.....	14
7	提案書等、プロジェクト概要書の提出.....	14
8	入札及び開札の方法.....	15
9	落札者の決定方法.....	19
10	参加資格の確認.....	19
11	入札の辞退.....	21
第5	参加に際しての留意事項.....	21
1	費用負担.....	21
2	提出書類の取扱い・著作権.....	21
第6	審査及び選定に関する事項.....	22
1	審査及び選定に関する基本的な考え方.....	22
第7	本事業における契約の基本的な考え方.....	22
1	事業契約に関する基本的な考え方.....	22

第8	その他本事業の実施に関する事項.....	22
1	落札候補者に対する「箕面市入札参加資格制限基準」及び「箕面市入札参加資格者指名停止基準」の適用.....	22
2	参加者を構成する法人の名称の公表.....	22
3	本事業に係る情報の提供方法.....	22
4	本事業の入札に関する苦情の申立て.....	22
5	箕面市建設工事等の入札参加申請の手続き.....	23
6	本事業の事務局及び問合せ先.....	23

本説明書は、箕面市立病院（以下「本院」という。）が実施する箕面市新市立病院整備事業（以下「本事業」という。）にかかると一般競争入札に参加しようとする者に対し、入札の方法その他入札の参加に必要な手続等を説明するものである。

第1 総則

1 入札説明書の位置付け

入札説明書は、下記により構成される。

- (1) 資料1 入札説明書
- (2) 資料2-1 要求水準書
- (3) 資料2-2 諸元表・凡例
- (4) 資料2-3 発注区分表
- (5) 資料3-1 落札者決定基準書
- (6) 資料3-2 提案書に関する評価項目一覧
- (7) 資料4 基本協定書（案）
- (8) 資料5 事業契約書（案）・契約約款
- (9) 資料6 基本計画書
- (10) 附属資料1～7
- (11) 様式1～29

上記（2）～（11）は、入札説明書と一体のものであり（以下、入札説明書及び上記（2）～（11）、追加・補足指示書及び質問回答書を総称して「入札説明書等」という。）、参加者は、これらの内容をふまえて応募に必要な書類を提出すること。

2 用語の定義

本入札説明書で用いる用語の定義は、以下のとおりとする。

用語	内容
DB（デザインビルド）方式	新設等を行う施設の設計（基本設計及び実施設計）、工事、工事監理等の業務を一括して行う方式をいう。
参加者	本事業の入札に参加する為の参加資格を有し、本事業の入札に参加する者をいう。
落札者	本事業を行う者であり、本院と本事業に係る契約を締結する者をいう。
統括責任者	設計業務における管理技術者、建設工事及びその他業務における監理技術者と現場代理人を統括し、設計業務、建設工事及びその他業務に関し、相互調整を行う者をいう。
管理技術者	設計の管理及び統括等を行う者で、契約図書の規定に基づき、落札者が定めた者をいう。

設計担当技術者	<ul style="list-style-type: none"> ・管理技術者のもとで、設計業務において各分担業務分野における従事技術者を総括する役割を担う者をいう。 ・分担業務分野の分類及び業務内容は、以下のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ア 建築（意匠） <ul style="list-style-type: none"> 平成 21 年国交省告示第 15 号における別添一第 1 項第二号ロ（1）戸建木造住宅以外の建築物に係る成果図書として表に示す設計の種類欄（1）総合に係るもの イ 建築（構造） <ul style="list-style-type: none"> 同欄（2）構造に係るもの ウ 電気設備 <ul style="list-style-type: none"> 同欄（3）設備の（i）電気設備に係るもの エ 機械設備 <ul style="list-style-type: none"> 同欄（3）設備の（ii）給排水衛生設備、（iii）空調換気設備、（iv）昇降機等に係るもの
工事監理者	工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおり実施されているか確認する者をいう。
現場代理人	工事及びその他業務において工事現場に常駐し、その運営等を行う者をいう。
監理技術者	工事を適正に実施するため、施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び当該建設工事に従事する者の技術上の指導監督の職務を誠実に行う者で、建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 26 条第 2 項に定める者をいう。
工事担当技術者	監理技術者のもとで、建築、電気設備、機械設備等の工種毎の工事及び監督職員との技術窓口として従事する者をいう。
契約図書	契約書、基本協定書及び仕様書をいう。
仕様書	追加・補足指示書、質問回答書、基本計画書、要求水準書等、提案書等、実施設計図書（※工事段階のみ適用）、共通仕様書をいう。
追加・補足指示書	参加者に対して、本院が追加・補足指示した書面をいう。
質問回答書	参加者からの質問書に対して、本院が回答した書面をいう。
要求水準書等	「資料 2-1 要求水準書」、「資料 2-2 諸元表・凡例」、「資料 2-3 発注区分表」及び付属資料をいう。
提案書等	落札者選定の手続きにおいて、落札者が本院に提出した提案書等、その他落札者が事業契約の締結までに提出した一切の書類をいう。
参加資格書類等	競争入札参加資格確認申請書、指名停止基準該当申告書等、競争入札参加資格の確認に必要な資料一式をいう。

共通仕様書	設計等に共通する事項を定める図書をいう。
入札書等	入札書及び内訳書、内訳明細書、主要資材数量書をいう。
指示	監督職員又は検査職員が落札者に対し、設計業務、建設工事及びその他業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
通知	業務に関する事項について、相手方に対し書面をもって知らせることをいう。
提出	本院に対し、設計業務、建設工事及びその他業務に係る書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
書面	手書き、パソコン等により、伝える内容を紙に記したものをいい、発行年月日を記載し、署名又は捺印したものを有効とする。緊急を要する場合は、電子メール、ファクシミリ等により伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。
検査	契約図書等に基づき、設計、工事監理及び建設工事の完了の確認をすることをいう。

第2 事業の概要

1 事業名

箕面市新市立病院整備事業

2 事業方式

本事業の事業方式は、DB（デザインビルド）方式とする。

3 事業内容

本事業で、受注者が実施すべき内容は、次のとおりとする。

なお、具体的な業務及び内容は、「資料2-1 要求水準書」のとおりとする。

- (1) 施設整備に係る調査業務
- (2) 設計（基本設計・実施設計）業務
- (3) 申請等の手続きに関する業務
- (4) 開発設計及び開発工事（必要に応じて）
- (5) 工事
- (6) 工事監理業務

4 契約方法

落札者と本院の間において、落札者決定後速やかに事業全体に係る基本協定書を締結した上で、設計（基本設計・実施設計）業務の委託契約（以下「設計業務委託契約」という。）を締結する。設計終了後、当該基本協定に基づいて工事業務の契約（以下「工事請負契約」という。）及び工事監理業務の委託契約（以下「工事監理業務委託契約」という。）を締結する。

5 契約期間

基本協定締結の日から令和 10 年 8 月 31 日（木）を期限とし、各社が提案する竣工引渡しの日までとする。

6 入札方式

総合評価落札方式による一般競争入札とする。

競争入札参加資格は、開札後に落札の候補者に必要書類の提出を求め、資格を確認する入札後資格確認型とする。

7 入札の中止

公告から入札までの間に参加表明をする者がいない場合、参加申請がない場合、または入札において応札者がいない場合は入札を中止し、入札の中止について速やかに公表する。

8 履行場所

箕面市船場東 1 丁目地内

9 予定価格

予定価格は総額で定め、33,599,486,364 円とする。

（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を除く。）

10 支払い条件（予定）

年度毎の支払額（消費税等を含む。）は、下記のとおり想定しているが、予算の都合もしくは各社の提案により変更することがある。

項目	支払年度	支払額
設計費	設計が完了した年度	100%
工事費	①工事着工が属する年度 ②工事着工年度の次年度以降	①40%の範囲内 ②毎年度出来高払い
工事監理費	工事着工の日が属する年度以降	毎年度出来高払い

11 関係法令等の遵守

(1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）その他関係法令に則ること。

(2) 箕面市契約規則（昭和 55 年規則第 40 号。以下「契約規則」という。）、箕面市立病院契約事務手続要綱、その他本市の条例、規則等の規定を遵守すること。

第3 参加要件

1 参加者の構成等

- (1) 参加者の構成は、以下に示す6つの形態のいずれかとする。
 - ア 単独企業
 - イ 特定建設工事共同企業体（特定JV）
 - ウ 建設企業と設計企業のグループ
 - エ 特定建設工事共同企業体（特定JV）と設計企業のグループ
 - オ 建設企業と設計共同体（設計JV）のグループ
 - カ 特定建設工事共同企業体（特定JV）と設計共同体（設計JV）のグループ
- (2) 参加者がア単独企業の場合、以下の点に留意すること。
 - a 当該企業が参加手続きを実施すること。
 - b 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- (3) 参加者がイ特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」という。）の場合、以下の点に留意すること。
 - a 特定JVは、本事業の工事を目的として結成され、本事業の完了により解散する2社ないし3社の建設企業で構成される共同企業体であること。
 - b 特定JVの代表企業（以下「JV代表企業」という。）の出資比率は構成員のうち最大の出資比率であり、JV代表企業以外の構成員（以下「JV構成員」という。）の出資比率は2社の場合は30パーセント以上、3社の場合は20パーセント以上であること。
 - c JV代表企業及びJV構成員の変更は原則として認めない。ただし、本院が承認した場合はこの限りでない。
 - d JV代表企業が参加手続を代表して実施すること。
 - e JV代表企業は建築士法第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- (4) 参加者がウ建設企業と設計企業のグループの場合、以下の点に留意すること。
 - a 本院の契約の相手方となる建設企業（以下「代表企業」という。）と、代表企業から直接業務を受託又は請け負う設計企業（以下「設計協力事務所」という。）から構成されること。
 - b 設計協力事務所の変更は、原則として認めない。ただし、本院が承認した場合は、この限りでない。
 - c 代表企業が参加手続を代表して実施すること。
 - d 代表企業は建築士法第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- (5) 参加者がエ特定建設工事共同企業体（特定JV）と設計企業のグループの場合は、以下の点に留意すること。

- a 本院の契約の相手方となる特定 JV と、JV 代表企業から直接業務を受託又は請け負う設計協力事務所から構成されること。
 - b 特定 JV の組成については、(3) a、b に従うこと。
 - c JV 代表企業、JV 構成員及び設計協力事務所の変更は、原則として認めない。ただし、本院が承認した場合は、この限りでない。
 - d JV 代表企業がグループを代表して参加手続を行うこと。
 - e JV 代表企業は建築士法第 23 条第 1 項の規定による一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- (6) 参加者がオ建設企業と設計共同体(設計 JV)のグループの場合、以下の点に留意すること。
- a 本院の契約の相手方となる建設企業と、当該企業から直接業務を受託又は請け負う設計共同体(以下「設計 JV」という。)から構成されること。
 - b 設計 JV は、本事業の設計業務を目的として結成され、本事業の完了により解散する 2 社ないし 3 社で構成される共同企業体であること。
 - c 設計 JV については、構成員のうち最大の出資比率である企業を設計代表事務所とする。なお、設計 JV の出資比率については制限を設けない。
 - d 代表企業、設計代表事務所及び設計 JV の構成員の変更は、原則として認めない。ただし、本院が承認した場合は、この限りでない。
 - e 代表企業が参加手続を代表して実施すること。
 - f 代表企業は建築士法第 23 条第 1 項の規定による一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- (7) 参加者がカ特定建設工事共同企業体(特定 JV)と設計共同体(設計 JV)のグループの場合、以下の点に留意すること。
- a 本院の契約の相手方となる特定 JV と、JV 代表企業から直接業務を受託又は請け負う設計 JV から構成されること。
 - b 特定 JV の組成については、(3) a、b に従うこと。
 - c 設計 JV の組成については、(6) b、c に従うこと。
 - d JV 代表企業、JV 構成員、設計代表事務所及び設計 JV の構成員の変更は、原則として認めない。ただし、本院が承認した場合は、この限りでない。
 - e JV 代表企業がグループを代表して参加手続を行うこと。
 - f JV 代表企業は建築士法第 23 条第 1 項の規定による一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- (8) 参加者又は参加者の一員として本事業の入札に参加した者は、他の参加者又は他の参加者の一員になることはできない。

2 参加者の構成員に関する参加要件

参加者の構成員は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 参加者に関する要件

参加者は次に掲げる要件を全て満たしていなければならない。要件の確認は、入札日を基準として行う。

- ア 令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- イ 令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当する事実があった後 3 年を経過しない者（当該事実と同一の事由により箕面市競争入札参加者指名停止要綱（平成 8 年箕面市訓令第 2 号。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- ウ 入札公告日現在において、引き続き 2 年以上の営業実績があること。
- エ 営業を行うにつき、法令などの規定により官公署の免許、許可又は認可を受けていること。
- オ 法人税、所得税、事業税、市税、消費税及び地方消費税を納付していること。
- カ 金融機関から取引の停止を受けた者そのほかの経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- キ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は同条第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 199 条又は第 200 条の規定により更生計画が認可された者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- ク 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の決定後、新たに本市競争入札参加資格審査の申請を行い、資格要件を有すると認められた者は除く。
- ケ 本入札の公告日から落札者の決定までの間において、指名停止要綱に基づく指名停止措置の期間がない者であること。
- コ 本入札の公告日から落札者の決定までの間において、箕面市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく指名除外措置の期間がない者であること。
- サ 入札の公告の日から落札決定までの間に本市との訴訟が係属している期間がない者であること。
- シ 建設業法の適用を受ける工事にあつては、同法第 3 条第 1 項の許可及び同法第 27 条の 23 第 2 項に規定する経営事項審査を受けている者であること。また、建設業法第 27 条の 27 及び同法第 27 条の 29 に規定する「経営規模等評価結果通知書、総合評定値通知書」の『その他の審査項目（社会性等）』で社会保険等（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険）加入状況が「有」または「除外」であること。
- ス 共同企業体、グループでの参加を営む入札参加者は、本院が別途契約して

いる「箕面市新市立病院整備 CM（コンストラクション・マネジメント）業務委託」の受託者と資本関係又は人的関係にないこと。（各構成員共通事項）

(2) 本事業の設計業務を実施する者に関する要件

次のア及びイの要件は、設計業務にあたる全ての構成員が満たすこと。

また、次のウからケの要件は、設計業務にあたる単独企業、代表企業、JV 代表企業、設計協力事務所又は設計代表事務所のいずれかが満たすこと。

- ア 建築士法第 23 条第 1 項の規定による一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- イ 入札日において、令和 6 年度箕面市建設工事等入札参加資格（測量・建設コンサルタント）申請を行い、市が受理した者であること。申請を行っていない場合は、「第 8.5 箕面市建設工事等入札参加資格申請の手続き」に記載の通り、申請手続きを行うこと。ただし、工事を行う者が設計業務を行う場合は、一級建築士事務所の登録がなされていること及び（3）イの工事の参加要件を満たしていること。
- ウ 入札日において、平成 21 年 4 月 1 日以降に設計が完了した 15,000 m²以上の一般病床を有する病院の新築、又は、増改築（増築の場合は増築部分が 15,000 m²以上のものに限る。）の基本設計及び実施設計の業務を主契約者（共同企業体案件の場合は、当該共同企業体の構成員の中で最大の出資比率を有するものをいう。以下同じ。）として受注した実績を有していること。
- エ 管理技術者として、一級建築士の資格を有する者（ウの実績に関し、管理技術者または建築意匠担当主任技術者の立場で従事した実績を有し、設計業務を実施する者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、入札日において雇用期間が 3 か月以上経過しているものに限る。）を配置することができること。
- オ 建築意匠担当主任技術者として、一級建築士の資格を有する者（ウの実績に関し、管理技術者または建築意匠担当主任技術者の立場で従事した実績を有し、設計業務を実施する者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、入札日において雇用期間が 3 か月以上経過しているものに限る。）を配置することができること。
- カ 建築構造担当主任技術者として、構造設計一級建築士の資格を有する者で、基本設計及び実施設計の実績（平成 21 年 4 月 1 日以降に設計が完了した延床面積 15,000 m²以上（用途は問わない）の免震構造の新築、又は増改築（増築の場合は増築部分が 15,000 m²以上のものに限る。））に関し、建築構造担当主任技術者の立場で従事し、設計業務を実施する者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、入札日において雇用期間が 3 か月以上経過しているものに限る。）を配置することができること。

- キ 電気設備担当主任技術者として、設備設計一級建築士または建築設備士の資格を有する者で、基本設計及び実施設計の実績（平成21年4月1日以降に設計が完了した延床面積15,000㎡以上の一般病床を有する病院の新築、又は増改築（増築の場合は増築部分が15,000㎡以上のものに限る。））に関し、電気設備担当主任技術者の立場で従事し、設計業務を実施する者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、入札日において雇用期間が3か月以上経過しているものに限る。）を配置することができること。
- ク 機械設備担当主任技術者として、設備設計一級建築士または建築設備士の資格を有する者で、基本設計及び実施設計の実績（平成21年4月1日以降に設計が完了した延床面積15,000㎡以上の一般病床を有する病院の新築、又は増改築（増築の場合は増築部分が15,000㎡以上のものに限る。））に関し、機械設備担当主任技術者の立場で従事し、設計業務を実施する者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、入札日において雇用期間が3か月以上経過しているものに限る。）を配置することができること。
- ケ 上記オからクの各担当技術者は、それぞれ1名配置し本事業内において兼務しないこと。

(3) 本事業の工事を実施する者に関する要件

次のア及びイの要件は工事にあたる全ての構成員が満たすこと。

また、次のウからキの要件は、工事にあたる単独企業、代表企業又はJV代表企業のいずれかが満たすこと。

- ア 建設業法第3条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定による特定建設業の許可を受けていること。
- イ 入札日において、令和6年度建設工事等入札参加資格（建設工事）申請を行い、市が受理した者であること。申請を行っていない場合は、「第8.5 箕面市建設工事等入札参加資格申請の手続き」に記載の通り、申請手続きを行うこと。
- ウ 建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（その審査基準日が入札日から起算して過去1年7か月以内であるもののうち、直近のものに限る。）の結果通知書の総合評定値が、建築一式工事において1,700点以上の者であること。
- エ 入札日において、平成21年4月1日以降に竣工引渡し完了した延床面積15,000㎡以上の一般病床を有する病院の新築、又は、増改築、（増築の場合は増築部分が15,000㎡以上のものに限る。）を主契約者（共同企業体案件の場合は、当該共同企業体の構成員の中で最大の出資比率を有するものをいう。以下同じ。）として受注した実績を有していること。
- オ 現場代理人として、一級建築施工管理技士の資格を有する者で、工事の実施の実績（平成21年4月1日以降に竣工引渡し完了した延床面積15,000㎡以上の一般病床を保有する病院の新築又は増改築（増築の場合は増築部

分が 15,000 m²以上のものに限る。)) 工事の実施の実績に関し、現場代理人監理技術者、主任技術者のいずれかの立場で従事し、工事を実施する者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、入札日において雇用期間が 3 か月以上経過しているものに限る。) を配置できること。

カ 監理技術者として、一級建築士又は一級建築施工管理技士のいずれかの資格を有し、建築工事業に対応した監理技術者資格者証の交付を受け、及び監理技術者講習修了証を取得した者で、工事の実施の実績（平成 21 年 4 月 1 日以降に竣工引渡し完了した延床面積 15,000 m²以上の一般病床を保有する病院の新築又は増改築（増築の場合は増築部分が 15,000 m²以上のものに限る。）に関し、現場代理人、監理技術者、主任技術者のいずれかの立場で従事し、工事を実施する者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、入札日において雇用期間が 3 か月以上経過しているものに限る。）を配置できること。

キ 兼務については、現場代理人、監理技術者を同一人物が担当することを可とする。

(4) 工事監理業務を実施する者に関する要件

次のア及びイの要件は工事監理業務にあたる全ての構成員が満たすこと。また、次のウからオの要件は、工事監理業務にあたる単独企業、代表企業、JV 代表企業、設計協力事務所又は設計代表事務所のいずれかが満たすこと。

ア 建築士法第 23 条第 1 項の規定による一級建築士事務所の登録を受けた者であること。

イ 入札日において、令和 6 年度建設工事等入札参加資格（測量・建設コンサルタント）申請を行い、市が受理した者であること。申請を行っていない場合は、「第 8.5 箕面市建設工事等入札参加資格申請の手続き」に記載の通り、申請手続きを行うこと。ただし、工事を行う者が工事監理業務を行う場合は、(3) イの参加要件を満たしていること。

ウ 用途・規模に関わらず免震構造の監理実績を有していること。

エ 工事監理業務を統括する主担当技術者として、一級建築士の資格を有する者（工事監理業務を実施する者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、入札日において雇用期間が 3 か月以上経過しているものに限る。）を配置することができること。

オ 設計企業（設計 JV 含む）とグループを組成している場合は、設計協力事務所又は設計代表事務所が工事監理業務を行うこと。

3 参加者を構成する法人の変更

参加申請書を提出してから基本協定締結に至るまでの間、共同事業体及びグループを構成する法人の変更は認めない。ただし、特別の事業があり、やむを得ないと本院が認めた場合は、この限りではない。

4 入札日

令和6年10月28日（月）

5 参加要件の喪失

参加者を構成する法人が、第3.2に示す参加要件について、落札者の決定後から事業契約締結までの間において、当該落札者が第3.2に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合には、当該事業契約を締結しない。

第4 落札者の選定

1 落札者選定のスケジュール

落札者選定のスケジュールは、以下のとおりである。

項目	日程
入札説明書等の交付期間	令和6年4月23日（火）～5月10日（金）
第1回質問（入札参加要件に関すること）の受付期間	令和6年4月23日（火）～5月10日（金）
第1回質問への回答期限	令和6年5月17日（金）
第2回質問（入札参加要件、施設整備計画等に関すること）の受付期間	令和6年5月20日（月）～6月7日（金）
対話参加申請、対話資料の受付期間	令和6年5月20日（月）～6月7日（金）
対話実施要領の通知	令和6年6月7日（金）
入札参加表明書の受付期間	令和6年5月20日（月）～6月7日（金）
対話の実施	令和6年6月18日（火）（予定）
第2回質問への回答期限	令和6年7月1日（月）
入札参加申請書の受付期間	令和6年7月2日（火）～7月16日（火）
提案書等、プロジェクト概要書の受付日	令和6年10月28日（月）
入札書等の提出及び開札	令和6年10月28日（月）
プレゼンテーション・ヒアリング	
選定会議の開催	令和6年11月22日（金）（予定）
落札候補者の決定	
競争入札参加資格の確認	令和6年11月28日（木）
落札者の決定	令和6年11月29日（金）

2 入札説明書等の交付

- (1) 入札説明書等は、付属資料を除き市のホームページにPDFデータを掲載する。
- (2) 入札に参加する意向がある場合は、入力可能な提出書類・様式のデータ、付属資料を保存したDVD-Rを令和6年5月7日（火）までに下記の事務局で入手すること。
- (3) 事務局：箕面市立病院 リハビリテーション棟2階 新市立病院整備室

3 質問の受付及び回答

- (1) 入札説明書等に関する質問の受付

ア 受付期間

第1回質問 (入札参加要件に関すること) ※様式1-1にて提出	令和6年4月23日(火) ～令和6年5月10日(金)
第2回質問 (入札参加要件、施設整備計画に関すること) ※様式1-1～1-7にて提出	令和6年5月20日(月) ～令和6年6月7日(金)

イ 提出方法

- ・ 質問の内容を分かり易く簡潔にまとめ、「入札説明書等に関する質問書（様式1-1～1-7）」に記入し、提出すること。単独企業で参加する者以外は代表企業より提出すること。
- ・ 質問書は、Microsoft Excelと互換性のある形式で保存し、下記アドレスに提出すること。なお、電子メールの着信確認は送信者の責任において行うこと。
電子メールアドレス：byoinseibi@maple.city.minoh.lg.jp
- ・ メール件名は、「【質問書】箕面市新市病院整備事業（事業者名）」とし、宛先担当部署は、箕面市立病院新市立病院整備室とすること。
- ・ 質問は、各回につき原則として1回限りとする。
- ・ 質問の内容は、可能な限り可否で回答できるよう考慮すること。

ウ 回答期限

第1回質問に対する回答	令和6年5月17日(金)
第2回質問に対する回答	令和6年7月1日(月)

エ 回答方法

- 提出された質問に対する回答は、質問者を特定できないようにした上で、市のホームページで公表する。
- ただし、ホームページに記載することが適当でないと判断した場合は、個別に回答することがある。

4 入札参加表明書の提出

入札に参加を予定する者は、下記により入札参加表明書を提出すること。
なお、入札への参加を義務づけるものではないが、6に記載する入札参加申請するためには入札参加表明書を提出していることが条件となる。

(1) 入札参加表明書の提出

ア 受付期間

- ・ 受付期間は、令和6年5月20日（月）から令和6年6月7日（金）までの間（ただし、土日、休日は除く。）
- ・ 受付時間は、午前9時から午後5時まで

イ 提出方法

- ・ 「参加表明書（様式2）」に必要事項を記入し、下記の事務局に提出すること。
事務局：箕面市立病院 リハビリテーション棟2階 新市立病院整備室
- ・ 書類の提出は、代表企業の持参によることとし、郵送、電子メールによる提出は認めない。

5 対話の実施、対話参加申請書類等の提出

本事業は、病院施設の整備という特殊な事業であるため、要求水準書等で示す内容に関して、本院と参加者との間で十分な意思疎通を図ることによって、参加者が本事業の趣旨及び本院の意図を理解し、本院がこの趣旨等に沿ったより良い提案を受けることを目的に、参加者と個別に対話を実施する。

(1) 対話の実施

ア 実施日（予定）

令和6年6月18日（火）

イ 実施方法

対話に参加を申請した参加者の代表企業に対して、令和6年6月7日（金）に交付する「対話実施要領」に示す。

ウ 留意事項

- ・ 要求水準書を満たせるかどうか判断が難しいと想定される事項について、書面で議題を本院へ提示し、個別に対話を行うことができる。
- ・ 相互の意思疎通を円滑に図るために必要がある場合は、書面と合わせて添付資料を提示することができる。
- ・ 対話内容は、原則として公表しない。
ただし、要求水準書の解釈方法など事業全体に係る対話内容については、事前に、当該対話を行った参加者へ公表する旨を通知した上で、公表する場合がある。

(2) 対話参加申請書等の提出

対話に参加を希望する者は、参加申請書等を下記により提出すること。

ア 受付期間

- ・ 受付期間は、令和6年5月20日（月）から令和6年6月7日（金）までの間（ただし、土日、休日は除く。）
- ・ 受付時間は、午前9時から午後5時まで

イ 提出方法

- ・ 「対話参加申請書（様式3）」、「対話における議題内容等申請書（様式4）」、「添付資料（任意様式）」（提出は任意）を作成し、下記の事務局に提出すること。

事務局：箕面市立病院 リハビリテーション棟2階 新市立病院整備室

- ・ 提出は、紙媒体 各2部、電子媒体（PDFデータ）CD又はDVD 2枚
- ・ 書類の提出は、代表企業の持参することとし、郵送、電子メールによる提出は認めない。

6 入札参加申請書の提出

(1) 入札に参加を希望する者は、入札参加申請書を下記により提出すること。

落札候補者決定後に10に記載のとおり参加資格の確認を行うので十分に留意すること。

ア 受付期間

- ・ 受付期間は、令和6年7月2日（火）から令和6年7月16日（火）までの間（ただし、土日、休日は除く。）
- ・ 受付時間は、午前9時から午後5時まで

イ 提出方法

- ・ 「参加申請書（様式5）」に必要事項を記入し、下記の事務局に提出すること。また共同企業体、グループを組成して参加する場合は、「特定建設工事共同企業体届出書（グループ結成届出書）（様式6）～設計共同体協定書（様式7-2）」も合わせて提出すること。

事務局：箕面市立病院 リハビリテーション棟2階 新市立病院整備室

- ・ 書類の提出は、代表企業の持参によることとし、郵送、電子メールによる提出は認めない。

7 提案書等、プロジェクト概要書の提出

(1) 提案書等、プロジェクト概要書は下記により提出すること。

なお、参加者に対するプレゼンテーション・ヒアリングの実施を想定している。

ア 提出日時

- ・ 令和6年10月28日（月）午前9時から午後4時まで

イ 提出方法

- ・ 提案書等は、「提案書分冊表紙（様式 8）～諸元表チェックリスト（様式 14）」の記載事項に従い作成すること。
- ・ プロジェクト概要書は（様式任意）、参加者が提案する病院整備事業の概要を示す資料を提出すること。
- ・ 落札者の結果公表時に市のホームページで公表する。なお会社名についても公表する場合がある。

ウ 特定提案等

特定提案等については、以下の特定テーマに係る提案内容について評価を実施する。各項目についての評価観点は、「提案書に関する評価項目一覧」を参照すること。

- ① 配置計画について
- ② 施設計画について
- ③ 動線計画について
- ④ 新病院の機能等の提案
- ⑤ 将来を見据えた計画、LCC 等について
- ⑥ その他自由提案

提出時の書類の構成（部数を含む）等については、「箕面市新市立病院整備設計・施工者選定 配布及び提出資料リスト」を参照のこと。提出部数は紙媒体 各 10 部、電子媒体（PDF データ）CD 又は DVD 2 枚とする。

書類は、代表企業が持参により下記に提出することとし、郵送、電子メールによる提出は認めない。

- ・ 提出先：箕面市役所 別館 6 階 総務部 契約検査室

※提案書等、プロジェクト概要書は社名の記載については仮企業名とし、企業が特定できる表現しないこと。仮企業名は参加申請書を提出した代表企業に事務局から通知する。

8 入札及び開札の方法

(1) 入札書等の提出

ア 提出日時

令和 6 年 10 月 28 日（月）午前 9 時から午後 4 時まで

イ 提出場所

箕面市役所 別館 6 階 総務部 契約検査室

ウ 提出書類

- ・ 「入札書（様式 15）～主要資材数量書（様式 18）」及び内訳明細書（様

式は任意) 各様式の記載事項に従い作成すること。

- ・ 「入札書(様式15)」は、入札価格(消費税等を除く。)を総額で記載し、記名・押印すること。

また、入札書は任意の封筒に入れ密封し、封筒の表には、必ず「宛名(箕面市立病院)」、「参加者名」、及び朱書きで「箕面市新市立病院整備事業に係る入札書在中」の旨を記載すること。

- ・ 内訳明細書は、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとし、積算については、単価×数量にて積算することを基本とする。

エ 提出方法

持参により提出するものとし、提出方法(部数を含む)については、「配布及び提出資料リスト」を参照のこと。

(2) 入札に関する注意事項及び禁止事項

- ア 入札書は、法務局又は市町村に登録された名称及び印鑑をもって記名・押印のうえ提出しなければならない。ただし、当該名称で当該印鑑を押印した「委任状(代理人)(様式19)」を添付のうえ、当該受任者が提出した場合は、この限りではない。

- イ 契約規則に規定する有資格者として名簿に登録されている者(以下「有資格者」という。)である受任者は、上記の定めにかかわらず、当該受任者の名称及び印鑑をもって記名・押印のうえ提出することができる。

- ウ 参加者は、提出した入札書等、提案書等の書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。ただし、錯誤等によるものとして本院が認めた場合は、この限りではない。また、提出された書類等は返却しない。

- エ 提出に関して使用する言語は日本語、単位は計量法(平成4年5月20日法律第51号)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。また、書類の文字及び印影を、明瞭で、かつ消滅しないもので記載し、入札価格は、アラビア数字を用いること。

- オ 入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。ただし、金額部分の訂正は認めない。

- カ 参加者がいないときは、入札を中止するものとする。

- キ 入札に当たっては、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和22年法律第54号)に抵触する行為を行ってはならない。また、公正に入札を執行できないと認められる場合、またはその恐れがある場合は、当該参加者を入札に参加させず、または入札の執行を延期し、もしくは取りやめることがある。なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。

- ク 参加者は、競争を制限する目的で他の参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に金額を定めなければならない。また、

落札者の決定前に他の参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

ケ 参加者は、入札後に入札説明書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(3) 開札

ア 開札日

令和6年10月28日(月)午後4時

イ 開札場所

箕面市役所 別館6階 入札室

ウ 開札への立会

開催に立会を希望する場合は、下記により申し出ること。

- ・ 「開札立会参加申込書(様式20)」に必要事項を記入の上、電子メールで提出すること。なお、電子メールの着信確認は送信者の責任において行うこと。
- ・ 送信先アドレス：byoinseibi@maple.city.minoh.lg.jp
- ・ 申込期限：令和6年10月21日(月)正午まで(必着)
- ・ メール件名は、「【開札立会参加申込書】箕面市新市病院整備事業(事業者名)」とし、宛先担当部署は、箕面市立病院新市立病院整備室とすること。

(4) 開札にあたっての留意事項

ア 開札会場には、開札立会を申し出した者(以下「立会者」という。)以外は入場することができない。

イ 立会者は、開札時刻後においては開札会場に入場することができない。

ウ 立会者は、開札会場に入場しようとするときは、身分を証明できるもの(社員証、運転免許証等)を持参すること。

エ 立会者は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札会場を退場することはできない。

オ 開札においては入札者名と入札金額を読み上げて行う。予定価格の範囲内の入札書を提出した者のみ、その後の審査の対象となる。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する場合、入札は無効とする。

ア 入札に参加する資格がない者がした入札

イ 参加者の記名押印のない入札又は記入事項の判読できない入札

ウ 書類に虚偽の記載をした者の入札

エ 代理権限のない者のした入札

オ 入札提出書類が不足しているもの

カ 同一の参加者が2通以上の入札書を提出したもの

キ 他人の代理を兼ね又は2人以上の代理をした者に係る入札

ク 記載事項の訂正、削除、挿入等をした場合において、その訂正印のない入

札

- ケ 入札に関する事項を記載せず、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札
- コ 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和 22 年法律第 54 号) に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不正に阻害したと認められる者の提出した入札
- サ 入札談合の情報があった場合において、不正の事実のない旨の誓約書の提出を求めたにもかかわらず、当該誓約書の提出をしない者のした入札
- シ 入札公告又は本説明書に定める入札方法によらない入札
- ス 申請書等に虚偽の記載をした者による入札
- セ 申請書等の提出を求められたにもかかわらず、当該申請書等を提出しない者又は資格確認のための指示を受けたにもかかわらず、その指示に応じない者のした入札
- ソ その他入札に関する条件に違反したとき

(6) 低入札価格調査

入札額において、本院が必要と認めるときは、当該参加者に積算資料の提出及びその根拠の説明を求め、その他必要な措置(以下「調査」という。)を講ずる。当該調査において、業務内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあると認めたとき、又は当該参加者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、当該参加者を落札者としなない。

(7) 入札保証金及び契約保証金に関する事項

- ア 入札の保証は免除する。ただし、落札者が正当な理由なく本契約を締結しない場合は、違約金として落札価格の 100 分の 5 に相当する金額を納付しなければならないほか、競争入札の参加対象等について制限を受けることがある。
- イ 契約の締結に際しては、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金の納付を必要とする。ただし、履行保証保険証券または公共工事履行保証証券の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

(8) 契約書作成の要否

- ア 基本協定書、設計業務委託契約書、工事請負契約書、工事監理業務委託契約書を作成する。
- イ 契約書の作成に要する経費は、落札者の負担とする。

(9) 調達手続の延期又は中止等に関する事項

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

- ア 参加者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

- イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき
- ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

9 落札者の決定方法

- (1) 入札者の評価は、「資料3-1 落札者決定基準書」及び「資料3-2 提案書に関する評価項目一覧」に基づき、価格に関する評価の点数及び価格以外に関する評価の点数の合計（以下「総合評価値」という。）により行う。
- (2) 前項の評価の結果、入札価格が予定価格（税抜き）の範囲内である者のうち、総合評価値が最も高い入札者を落札の候補者とし、総合評価値が2番目に高い入札者を補欠の候補者とする。
- (3) 落札の候補者に、「競争入札参加資格確認申請書（様式21）」及び競争入札参加資格の確認に必要な資料の提出を求め、当該書類の内容を確認の上落札者とするか、又はしないかを決定する。
- (4) 前項の確認の結果、落札者としないと決定した場合は、補欠の候補者について、同様の確認を行い、落札者とするか、又はしないかを決定する。
- (5) 落札者の発表は、令和6年12月5日（木）を目途とし、当該落札者に通知するとともに、市のホームページ上に掲載する。
- (6) 落札価格は、落札者の入札価格に、当該価格の消費税等に相当する額（当該金額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）を加算した額とする。

10 参加資格の確認

(1) 提出書類

ア 競争入札参加資格確認申請書（様式21）

イ 競争入札参加資格の確認に必要な資料（有資格者は省略可能）（以下「参加資格書類等」という。）

- ① 箕面市入札参加資格審査申請書兼使用印鑑届
- ② 登記簿謄本（法人）
- ③ 印鑑証明書
- ④ 法人税・所得税・消費税の納税証明書
- ⑤ 事業税の納税証明書
- ⑥ 市町村民税の納税証明書 ※箕面市内に本支店がある場合
- ⑦ 許可・登録・認可証明書 ※申請業務に必要な場合
- ⑧ 技術者経歴書 ※申請業務に必要な資格者
- ⑨ 業者カード・契約実績一覧表
- ⑩ 電算入力票
- ⑪ 委任状 ※支店等が契約先となる場合

- ⑫ 誓約書（暴力団員不当行為防止）
 - ウ 指名停止基準該当申告書（様式 2 2）
 - エ 企業実績、技術者実績、資格確認書等（様式 2 3～様式 2 8）
- (2) 提出方法等
- ア 受付期間
 - 令和 6 年 11 月 25 日（月）から令和 6 年 11 月 27 日（水）まで
 - ・ 土日、休日は除く
 - ・ 受付時間は、午前 9 時から午後 5 時まで
 - イ 提出方法
 - ・ 書類は、下記の事務局に提出すること。
事務局：箕面市立病院 リハビリテーション棟 2 階 新市立病院整備室
 - ・ 提出は、紙媒体 各 1 部、電子媒体（PDF データ）CD 又は DVD 2 枚
 - ・ 書類の提出は、代表企業の持参によることとし、郵送、電子メールによる提出は認めない。
- (3) 指名停止等
- 様式 2 2 に基づき、本市の指名停止を行い、落札の候補者の決定を取り消す場合がある。また、落札決定後に当該申告書の内容に虚偽が認められたときは、指名停止又は有資格者の登録の取り消し、契約の解除、違約損害金の請求を行う場合がある。
- (4) 参加資格書類等の審査方法
- ・ 参加資格書類等の審査は、落札の候補者が第 3. 2 に規定する参加要件を満たしているか否かを確認する。
 - ・ 提出書類に不備がある場合、事務局から追加資料を求めるので速やかに対応すること。
- (5) 審査結果の通知
- ・ 参加資格審査の結果は、参加資格書類等を提出した参加者又は参加者の代表企業に対して、令和 6 年 11 月 28 日（木）に、書面により通知する。
- (6) その他
- ア 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
 - イ 提出された申請書等は、返却しない。
 - ウ 競争入札資格の確認のため、申請書等の内容確認や追加資料の要求等の指示をする場合がある。
 - エ 提出期限内に提出しないとき又は前記の指示に従わないときは、当該落札の補者の決定を取り消すことがある。
- (7) 入札に参加する要件がないとされた者に対する理由の説明
- ア 入札に参加する要件がないとされた者は、その理由について、本院に対して説明を求めることができる。
 - イ 上記アの説明を求める場合には、その旨を記載した書面を、令和 6 年 12 月

5日（木）までの執務時間中に下記の事務局に持参して提出すること。
事務局：箕面市立病院 リハビリテーション棟2階 新市立病院整備室
ウ 上記アに対する回答は、書面により行う。

1.1 入札の辞退

(1) 参加者は、参加申請書提出から入札の前日までの間に、「入札辞退届（様式29）」を本院に持参又は郵送（必着）により提出することで、随時、入札を辞退することができる。

提出場所：箕面市西小路4丁目6番1号
箕面市役所 別館6階 総務部 契約検査室

(2) 入札を辞退した者が、これを理由として、以後の競争入札において、不利益な取扱いを受けるものではない。

第5 参加に際しての留意事項

1 費用負担

参加に関して必要な費用は、全て参加者の負担とする。

2 提出書類の取扱い・著作権

入札書類に関する著作権、特許権の取扱いは、以下のとおりとする。

(1) 著作権

本事業に関する提出書類の著作権は、参加者に帰属する。ただし、本事業の実施にあたって公表等が必要と認められるときは、本院は提案書等の全部又は一部を使用できるものとする。また、契約に至らなかった提案書等については、本事業の審査に関する公表以外には使用しないものとし、提出書類は返却しないものとする。

(2) 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、システム、アプリケーションソフトウェア、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負う。

(3) その他

提出された書類等において、業務の履行内容その他本院が必要と認めた事項については、記載内容の聞き取り、証明書類等の提出を求めるときがある。当該請求に応じないときは、入札を無効とする。

第6 審査及び選定に関する事項

1 審査及び選定に関する基本的な考え方

審査の詳細は、「資料3-1 落札者決定基準書」及び「資料3-2 提案書に関する評価項目一覧」を参照のこと。

第7 本事業における契約の基本的な考え方

1 事業契約に関する基本的な考え方

(1) 事業契約の締結

落札者と本院の間において、落札者決定後速やかに事業全体に係る基本協定書を締結した上で、設計（基本設計・実施設計）業務の委託契約（以下「設計業務委託契約」という。）を締結する。設計終了後、当該基本協定に基づいて工事業務の契約（以下「工事請負契約」という。）及び工事監理業務の委託契約（以下「工事監理業務委託契約」という。）を締結する。

(2) 落札者決定後から契約締結までの特記事項

落札者決定後から契約締結までの各種費用負担及び手続き条件等は以下のとおりである。

ア 落札者としての決定を受けて以降、契約締結までに係る費用は、参加者側の負担とする。

イ 落札者が契約を締結しない場合、予定価格の範囲内で加点審査における「総合評価値」の得点の高い者から順に契約交渉を行うことがある（地方公営企業法施行令第21条の14条1項第9号）。

第8 その他本事業の実施に関する事項

1 落札候補者に対する「箕面市入札参加資格制限基準」及び「箕面市入札参加資格者指名停止基準」の適用

落札候補者は、参加要件審査期間中に「箕面市入札参加資格制限基準」又は「箕面市入札参加資格者指名停止基準」に基づく入札参加資格停止を受けていた場合は、別途措置が講じられることがある。

2 参加者を構成する法人の名称の公表

本院は、開札後、参加者を構成する法人の名称を公表できることとする。

3 本事業に係る情報の提供方法

その他本事業に係る情報の提供は、適宜、市のホームページ等を通じて行う。

4 本事業の入札に関する苦情の申立て

本入札における参加要件の確認その他の手続きに関しては、「箕面市建設工事等入札参加停止基準」（平成20年8月1日）に準じて、本院に対して苦情を申し立

ることができる。

5 箕面市建設工事等の入札参加申請の手続き

(1) 入札日までに、令和6年度箕面市建設工事等入札参加資格（測量・建設コンサルタント、建設工事）の申請を行っていない場合は、申請を行うことができるものとする。

(2) 下記 URL に記載の方法に従い申請を行うこととする。

<https://www.city.minoh.lg.jp/keiyaku/nyuusatusannkasyasikakuzuijitouroku.html>

6 本事業の事務局及び問合せ先

事務局：箕面市立病院 新市立病院整備室

所在地：〒562-0014 大阪府箕面市萱野5丁目7番1号

T E L : 072-728-2171

F A X : 072-728-8232

電子メールアドレス：byoinseibi@maple.city.minoh.lg.jp